

第5次 長野県子ども読書活動推進計画(案)【概要】

≪ 計画期間：令和7年度からおおむね5年間 ≫



基本理念

「読むこと」、「知ること」の楽しさを
全ての子どもたちに

計画策定の趣旨

●長野県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すとともに、市町村や学校、読書ボランティアなど読書活動推進を担う関係者・団体等の指針として策定する

本計画における「読書」の位置づけ

- 「読書」は多様な目的や形を包含し、印刷された紙の図書だけではなく、電子書籍やインターネット上のコンテンツなど多様な情報源もその対象
 - ⇒ 言葉を学び、感性を磨くとともに、表現力や読解力、論理的な思考力を高められる可能性が広がる
 - ・創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付け、それぞれの幸せや生きがいを実感できる「個人のウェルビーイング」の実現につながる

共通する視点

視点① 豊かな読書体験が得られる取組の推進
視点② デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実
視点③ 多様な子どもたちの読書機会の確保
視点④ 子どもたちの視点に立った読書活動の推進

●取組の柱1

信州全体での子ども読書活動の推進

- 1-1 家庭等における読書活動の推進
- 1-2 地域における読書活動の推進
- 1-3 学校等における読書活動の推進

主な推進方策

- ・個々の家庭の課題ではなく、地域の様々な機関や団体が連携・協力して社会全体で読書活動を支援
- ・ブックスタートなど乳幼児期から親子で読書に親しむ取組の充実や読書活動の意義・重要性の啓発
- ・学校に行きづらい等様々な状況にある子どもたちが本と出会い安心して居られる場所としての図書館づくり
- ・地域における子どもの居場所として機能する場や、学校以外の多様な学びの場と連携・協力した取組
- ・県立図書館における「体験の貸出」等を通じた「知ること」の楽しさを得られる取組の充実
- ・各発達段階ごとの読書の捉え方を踏まえた読書活動の展開
- ・地域の図書館等と連携した情報の収集活用の学習活動充実
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育の推進への学校図書館の寄与

●取組の柱2

子ども読書活動推進のための環境整備

- 2-1 地域における読書環境の整備
- 2-2 学校における読書環境の整備
- 2-3 子どもの読書活動を支える人的体制の整備

主な推進方策

- ・メディアの充実や利用支援の取組を通じた読書バリアフリー化の推進
- ・自ら読書の機会を得にくい環境にある子どもたちへの支援体制の充実
- ・本と出合う機会を支えるため書店や出版社と公共図書館が連携した取組実施についての検討
- ・学校図書館におけるコレクション選定・廃棄に係る校内組織の設置及び基準の策定等の計画的整備
- ・学校図書館の整備・活用を通じた子どもたちの「情報活用能力」の育成
- ・学校司書の配置拡充に向けた取組及び司書教諭の役割や協力体制の確立に向けた理解促進
- ・司書教諭、学校司書の専門性が一層発揮されるよう研修機会を充実
- ・県教委と県立図書館が連携し、司書の資質能力向上のための継続的・計画的な研修・講座の実施

推進体制

- 子どもの読書活動推進に対する理解促進のほか社会的気運の醸成・情報発信、計画を踏まえた取組の展開に向けた周知・働きかけ
- 市町村の子どもの読書活動の推進に関する計画の策定・適切な見直しのための助言や情報提供
- 主体となる様々な関係者・団体等が連携・協力し取組を展開していくための枠組みとなる横断的・有機的なネットワークの構築

指標

- 1 県民一人当たり年間貸出冊数（公立図書館・電子図書館）
- 2 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率
- 3 読書活動の現状調査



第 5 次長野県子ども読書活動推進計画(案)

～「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに～

令和 7 年 3 月

長野県教育委員会

はじめに

子どもたちにとって「読書」とは、新しい世界を知り、未知の知識と出会い、多様な価値観の存在を知る、豊かで大切な時間です。また、学びの基盤となるリテラシーを育む重要な手段であり、感性を育て、創造力を養う貴重な機会でもあります。そして、「読書」は人と人をつなぎ、社会とのつながりを生み出す、個人のウェルビーイングの実現につながるかけがえのない営みとも言えるでしょう。

近年、デジタル技術の進展に伴い読書の手段が多様化したことにより、これまで紙の本では読むことが難しかった子どもたちも、電子書籍やマルチメディアデジターなどを活用して読書を楽しめる可能性が大きく広がりました。

また一方で、本の重みや厚さ、紙の質感を感じながら、ページをめくり、時には声に出して読むような「身体性」を伴う読書体験も、読み通した達成感や、本という「情報」の存在を実感するうえで大切なことであるといえます。

長野県は、学びを大切にする風土と県民性が受け継がれており、現在も、博物館・美術館数や公民館数が全国一多く、人口当たりの図書館数も全国有数であるなど、すべての世代が学べる環境が整い、生涯学習が地域に根づいています。

読書活動に関しては、昭和25年に発足した「PTA 母親文庫^(※)」や長野県図書館協会による「長野県読書感想文コンクール」のような全県にわたる取組のほか、各地の公立図書館や学校における実践、ボランティアによる読み聞かせなど、様々な活動が展開されてきました。また令和4年度からは、全国初の取組となる全市町村と県による協働電子図書館の運用も開始されるなど、時代に応じた子どもの読書環境の充実が図られています。

そうした中、本県ではこのたび「第5次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。GIGA スクール構想の推進や新学習指導要領の実施など、子どもたちの学びの環境が大きく変化する社会において、今後必要とされる資質・能力を育む上でも、読書活動の推進は不可欠です。学校、地域社会、家庭など、子どもの読書活動に関係する全ての主体が一体となり、未来を担う子どもたちが、読書を通じて「読むこと」や「知ること」を楽しみと感じ、豊かな感性と確かなリテラシーを身につけ、広い視野を持って社会とつながっていけるよう、本計画を着実に推進してまいります。

県民の皆様におかれましても、子どもたちの読書活動を支え、共に育んでいくためのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年(2025 年)3 月 長野県教育委員会教育長 武田 育夫

第 5 次長野県子ども読書活動推進計画

～「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに～

目 次

I	第5次長野県子ども読書活動推進計画について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の対象	1
4	計画における「読書」の位置づけ	1
II	第4次長野県子ども読書活動推進計画中の取組と課題	2
1	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	2
2	取組状況	4
3	数値目標の進捗状況	5
4	主な課題	7
III	第5次長野県子ども読書活動推進計画	9
1	基本理念	9
2	共通する視点	9
3	子どもの読書活動推進方策	10
●	取組の柱 1 信州全体での子ども読書活動の推進	10
【	推進方策 1-1】 家庭等における読書活動の推進	10
【	推進方策 1-2】 地域における読書活動の推進	11
【	推進方策 1-3】 学校等における読書活動の推進	11
●	取組の柱 2 子ども読書活動推進のための環境整備	13
【	推進方策 2-1】 地域における読書環境の整備	13
【	推進方策 2-2】 学校における読書環境の整備	14
【	推進方策 2-3】 子どもの読書活動を支える人的体制の整備	14
4	推進体制	15
5	指標	16
	用語解説	17
	参考資料	19
	関係法令等	23

I 第5次長野県子ども読書活動推進計画について

1 計画策定の趣旨

第5次長野県子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)」(以下「推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和2年3月に策定した「第4次長野県子ども読書活動推進計画」(以下「第4次計画」という。)の取組の成果や課題等を踏まえ、長野県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示すとともに、市町村や学校、読書活動ボランティアをはじめとする、子どもの読書活動推進を担う関係者・団体等の指針として策定するものです。

同時に、本計画は、推進法第9条第2項の規定により、市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものであり、各市町村においてはそれぞれの地域の状況等を踏まえながら同計画の策定や見直しを進められるよう期待します。

また、県民の皆様に対して、この計画で示す方針や施策についての理解と協力、積極的な参画を願うものです。

なお、取組の実施にあたっては、「第4次長野県教育振興基本計画」や「第3次長野県特別支援教育推進計画」、「長野県障がい者プラン2024」等の関連計画とも連携を図りながら、子どもの読書活動を推進します。

2 計画期間

令和7年度からおおむね5年間

3 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とするものです。

4 計画における「読書」の位置づけ

「読書」には、多様な目的や形があります。

物語や小説など1冊の図書を一人でじっくり読み通す「読書」のほか、探究的な学習の中で仲間と共に事典や図鑑を調べることで、必要な情報を得るために新聞や雑誌に目を通すことも「読書」です。また、未就学の小さな子どもたちにとっての読み聞かせも広い意味で「読書」であるといえます。

「読書」の対象には、印刷された紙の図書以外に、電子書籍^(※)やインターネット上のコンテンツなど、デジタル社会の暮らしの中にある多様な情報源も含まれます。

こうした多様な「読書」を通じて、子どもたちは言葉を学び、感性を磨くとともに、表現力や読解力、論理的な思考力を高められる可能性が広がります。

また、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくことは、それぞれの幸せや生きがいを実感できる「個人のウェルビーイング^(※)」の実現につながるものと考えます。

上記を踏まえ、当計画における「読書」は、多様な目的や形を包含するものと位置付けます。

Ⅱ 第4次計画中的の取組と課題

1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1)教育におけるデジタル化の推進

国においては、令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する [GIGA スクール構想](#)に必要な経費が計上され、本県においても計画的な端末の整備が進められています。

令和4年12月に閣議決定された「[デジタル田園都市国家構想総合戦略](#)」では、社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて ICT などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

(2)学習指導要領の改訂と実施

平成30年度から段階的に実施された [新学習指導要領](#)は、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てることを目指しています。また、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。

また、教科等の枠を越えて全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力の1つとして「言語能力」や「情報活用能力^(※)」が示されており、その育成のために、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが求められています。

(3)国の第4期「教育振興基本計画」

令和5年6月に国の [第4期「教育振興基本計画」](#)が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本的なコンセプトとし、5つの基本方針と16の教育目標、基本施策及び指標が示されました。目標のひとつとして「豊かな心の育成」が掲げられ、基本施策として、読書活動の充実が位置付けられています。

(4)国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年1月に国の [第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」](#)(以下「第6次学校図書館計画」という。)(対象期間:令和4年度から令和8年度)が策定され、全ての公立小中学校等における「学校図書館図書標準^(※)」の達成を目指すこと、計画的な図書の更新、学校図書館^(※)への新聞の複数紙配備、学校司書^(※)の配置拡充を図ることを定めています。

(5)国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

令和5年3月に国の [第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」](#)(以下「国の第5次計画」という。)が閣議決定され、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力

を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進するため以下の基本方針が掲げられています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 不読率の低減2 多様な子どもたちの読書機会の確保3 デジタル社会に対応した読書環境の整備4 子どもの視点に立った読書活動の推進 |
|--|

(6)「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

令和元年6月に視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を推進することを目的とする「[視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律](#)」(令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。)が公布・施行されました。また令和2年7月に「[視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画](#)」(以下「読書バリアフリー基本計画」という。)が策定されました。

(7)「こども基本法」の制定

令和4年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「[こども基本法](#)」(令和4年法律第77号)が公布されました。基本理念の1つとして、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が掲げられています。

(8)長野県における動き

本県では令和5年3月に「[第4次長野県教育振興基本計画](#)」を策定し、目指す姿である「個人と社会のウェルビーイング」を実現するためには、自ら課題を見出し、その解決を目指して、仲間と協働しながら新たな価値を創造したり、一人ひとりが自分の“好き”なこと、“楽しい”こと、“なぜ”と思うことに浸り追求する「探究」が重要であるとしています。

そのためには「学び」を、知識やスキルの習得に偏ったものから、探究し続ける中でそれらを獲得し、他者と協働しながら自分にしかない「知の体系」を構築していくものに転換していかなければならないと考え、「探究県」長野を目指し様々な施策を展開しています。

主な施策として、「デジタルの力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」や「多様な学びの場・機会の充実や民間との連携による個別最適化」、「生涯を通じて学ぶことができる環境づくり」など、学校教育・社会教育の枠を越えて「子どもの読書活動推進」につながるものが多く位置付けられています。

また、同月に策定された「[第3次長野県特別支援教育推進計画](#)」では、「生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実」として、図書館等の生涯学習に係る地域の機関とネットワークづくりを進め、地域において卒業後の豊かな生活につながる活動に親しむ学習活動を充実させることが盛り込まれています。

令和6年3月に策定された「[長野県障がい者プラン 2024](#)」は、読書バリアフリー基本計画を

包含するものと位置付けられています。

(※下線箇所は当該資料にリンクしています。リンク最終確認 2025-3-10)

2 取組状況

第4次計画の計画期間(令和2年度から令和6年度)は、その大部分が新型コロナウイルス感染症により社会全体が大きく影響を受けた時期と重なり、学校の臨時休校や公共図書館の休館、おはなし会の中止など、従来、子どもの読書活動を支えてきた環境も大きな影響を受けました。

そうした中、県教育委員会では平成27年に策定した第3次計画の成果と課題を踏まえつつ、社会の急速なデジタル化に伴う読書環境の変化を視野に入れながら、関係機関や団体等と連携・協力し、下記の観点から取組を進めました。

(1)読書への関心を高める取組・普及啓発活動

- ・「高校・中学ビブリオバトル^(※)長野県大会」の開催(主催:県大会実行委員会)
- ・公共図書館等による「子ども読書の日」を推進するための周知・啓発
- ・長野県図書館協会と県教育委員会主催の「長野県図書館大会」の開催
- ・「令和5年度全国公共図書館研究集会(児童・青少年部門)」開催
- ・県教育委員会における「子どもの読書活動優秀実践校・園・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰」への推薦

(2)読書環境の整備

- ・市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」サービス開始(R4)

▼デジとしよ信州

令和4年8月5日にスタートした、県内全77市町村と長野県が協働して運営する電子図書館サービス。県内の全市町村と県が協働で一つの電子書籍サービスを導入するのは全国初の取組み。

利用登録することにより、長野県民はいつでもだれでもどこからでも電子書籍を読むことができる。また、学校教育との連携を推進するため、学校(学年・学級も可)単位での一括登録も可能とし、令和6年度からは「教職員用デモ ID」の配布も行っている。

- ・市町村と県による視覚障がい者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー^(※)」開始(R5)
- ・県立長野図書館における電子書籍サービス(KinoDen)開始(R4)
- ・県立高等学校図書館に対し、「カーリル 学校図書館支援プログラム^(※)」の周知

(3)読書バリアフリー環境の充実

ア 県立長野図書館における読書バリアフリー環境の充実

- ・「プレクストーク^(※)」(視覚障害者用デジタル録音図書読書関連機器)の導入(R2)
- ・視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ^(※)」加入(R3)

- ・拡大読書器の更新(R4)
- ・国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービス送信承認館登録(R5)

イ 特別支援学校における読書バリアフリー環境の充実

- ・興味関心をひきやすく分かりやすい図書(大型絵本・仕掛け絵本・図鑑等)の整備充実
- ・音声教材(マルチメディアデージー教科書^(※)等)の積極的な利用促進
- ・学校図書館業務システムの導入(R6)

(4)市町村の「子ども読書活動推進計画」策定

市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定に係る負担軽減を目的として、「令和4年地方分権改革に関する提案募集」(内閣府地方分権改革推進室)において、同計画の上位計画への包含を可能とするよう長野県が提案し、実現。

3 数値目標の進捗状況

第4次計画で策定した5つの数値目標について、進捗状況は次のとおりです。

(※各数値目標における「現在の数値」「実績」は記載年度に行われた調査で判明しているもの)

			現在の数値 (R1調査)	目標数値 (R6調査)	実績 (R6調査)
1	子ども一人当たりの貸出冊数	公立図書館（児童図書）	21.3冊	24冊	23.2冊
		小学校	100.1冊	106冊	87.8冊
		中学校	31.3冊	37冊	27.4冊
2	学校図書館図書標準達成学校数の割合	小学校	51.7%	60.0%	94.6%
		中学校	87.6%	95.0%	90.7%
3	学校図書館蔵書のデータベース化率（公立）	小学校	85.8%	95.0%	92.3%
		中学校	90.3%	95.0%	95.6%

出典:1『長野県公共図書館概況』(県立長野図書館)、『学校経営概要調査』(学びの改革支援課)
2,3『学校経営概要調査』(学びの改革支援課)

		現在の数値 (R1調査)	目標数値 (R6調査)	実績 (R6調査)
4	「子ども読書の日」を中心とした事業の取組み (4・5月) を行っている公立図書館の割合	64.3%	100%	—

出典:「子ども読書活動推進計画策定状況の調査」(文科省)

		現在の数値 (R1調査)	目標数値 (R6調査)	実績 (R5調査)	
5	市町村の「子供読書活動推進計画」策定率	市	84.2%	100%	84.2%
		町村	29.3%	70%	36.2%

出典:「子ども読書活動推進計画策定状況の調査」R5(R5.3時点)

※ R6は調査無し

(1)子ども一人当たりの貸出冊数

この期間の子どもの読書活動については、新型コロナウイルス感染拡大により「各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性」が国の第五次計画で指摘されています。

公立図書館については目標数値には届かなかったものの、令和元年に比べて増加しました。コロナウイルス蔓延による休校等を受け、パンデミックにおいても子どもたちの読書環境を維持しようという趣旨から、貸出冊数の上限を無制限にする取組が県内のいくつかの公立図書館で展開されたことはその要因の1つとして考えられます。

(2)学校図書館図書標準達成学校数の割合

小学校は目標数値を達成しましたが、中学校は目標数値に及びませんでした。

各自治体が学校図書館の整備充実を図るうえでの目標となる資料としては、平成28年に出された「学校図書館ガイドライン」(文部科学省)や、「第6次学校図書館計画」(文部科学省)等があります。

(3)学校図書館蔵書のデータベース化率(公立)

小学校は目標数値に及びませんでした、中学校は達成しました。いずれも数値は向上しました。

(4)「子ども読書の日」を中心とした事業の取組(4・5月)を行っている公立図書館の割合

出典である文部科学省の調査が令和2年度はコロナ禍の影響により実施されず、また令和3年度には「例年ほぼ全ての自治体に取り組んでいる状況を把握したことから、調査を行わない」との事務連絡があり、それ以降の調査は行われなくなったことから、令和6年度の実績は把握できませんでした。

(5)市町村の「子供読書活動推進計画」策定率

市・町村ともに目標数値に及びませんでした。

長野県は市町村における「子供読書活動推進計画」の策定率が全国的にも低く、特に町村では今後も「策定予定なし」としている自治体が多い状況です。その主な理由として「策定に係る人材不足」と「公共図書館が設置されていない」ことが挙げられています。令和4年に上位計画への包含等も可能となったことを契機に、これまで「未策定」だったいくつかの自治体が策定済みとなっています。

4 主な課題

第4次計画期間における、県内の子どもの読書活動に関する主な課題として考えられる状況等は以下になります。

(1) 児童生徒の読書に関する傾向について

ア 「学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、一日当たりどれくらいの時間、読書をするか(教科書・参考書、漫画・雑誌を除く)」の問いに「全くしない」と回答した児童生徒の割合が増加

	小学校		中学校	
	H31	R5	H31	R5
長野県	16.3%	21.8%	27.1%	31.3%
(参考)全国	18.7%	24.5%	34.8%	36.8%

出典:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

イ 「昼休みや放課後、学校が休みの日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどのくらい行きますか」の問いに「ほとんど、または全く行かない」と回答した児童生徒の割合が増加

	小学校		中学校	
	H31	R5	H31	R5
長野県	25.8%	37.7%	41.4%	48.3%
(参考)全国	29.9%	40.9%	55.3%	59.8%

出典:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

ウ 「読書は好きですか」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合が減少

	小学校		中学校	
	H31	R5	H31	R5
長野県	79.8%	78.2%	73.4%	71.8%
(参考)全国	75.0%	71.8%	68.0%	66.0%

出典:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

エ 「新聞を読んでいますか」の問いに「ほとんど、または、全く読まない」と回答した児童生徒の割合が増加

	小学校		中学校	
	H31	R6	H31	R6
長野県	54.1%	70.4%	62.5%	74.6%
(参考)全国	61.4%	76.0%	71.3%	81.3%

出典:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

(2)推進体制について

ア 県内公共図書館に勤務する司書^(※)・司書補の非常勤率は76.7%と、全国平均の64.5%より高い。

イ 県内公立学校に配置されている1校専任の学校司書は、小中学校においては全国の状況と同様に9割以上が非常勤である。また、高等学校の非常勤率は全国平均よりも10%以上高い。

▼公立学校に配置されている
1校専任の学校司書の非常勤率

	小学校	中学校	高等学校
長野県	94.9%	91.6%	46.8%
都道府県(指定都市含まず)平均	96.4%	95.2%	34.0%

出典:ア『令和3年度社会教育調査』(文部科学省)

イ「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(文部科学省)

ウ 長野県の子どもの読書活動を俯瞰的・横断的に捉える継続した調査が無いため、変化や現状を捉えられていない。

(3)市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

県内自治体における「子ども読書活動推進計画」の策定率が全国平均と比較して低い。

	自治体数	策定済	策定作業中	策定検討中	策定予定なし
長野県	77	42(54.5%)	0(0.0%)	4(5.2%)	31(40.3%)
(参考)全国	1,741	1,514(87.0%)	35(2.0%)	61(3.5%)	131(7.5%)

出典:令和4年度市町村における「子ども読書活動推進計画策定状況の調査」(文部科学省)

Ⅲ 第5次長野県子ども読書活動推進計画

1 基本理念

「読むこと」、「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに

2 共通する視点

急激に変化を続ける社会において今後必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。

基本理念を実現するためには、子どもの読書活動推進に関係する全ての主体が共通の視点を持ち、社会全体で取組を進めていくことが大切です。

視点1 豊かな読書体験が得られる取組の推進

「読書」とは、1冊の図書を読み通すことのほかに、事典や図鑑を調べたり、インターネットで新聞のニュースを閲覧したり、電子書籍を参照するといった、必要な知識を得るために関係する情報源に目を通すことを含めて「読書」とであると捉え、読書活動には多様な目的や方法があるとの前提に立ち、子どもたちが豊かな読書体験を得られるよう取組を推進します。

視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等をふまえ、言語能力や情報活用能力^(※)を育むとともに、災害時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等においてはデジタルを活用した取組を進めます。

視点3 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備を進めます。

視点4 子どもたちの視点に立った読書活動の推進

子どもの希望や意思を取組に反映させるため、企画から子どもが参加するなど子どもが主体となった読書活動が展開されるよう考慮します。

3 子どもの読書活動推進方策

●取組の柱 1 信州全体での子ども読書活動の推進

長野県の児童生徒のうち、「読書は好きですか」という質問に「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と答えた割合は小学生で78.2%、中学生で71.8%と、全国平均よりも高い数値となっています。（「令和5年度全国学力・学習状況調査」）

しかし、コロナ禍以降、学校図書館（学校図書室）や地域の図書館に「ほとんど、または全く行かない」という児童生徒の割合、また、学校の授業時間以外では全く読書をしない、という児童生徒の割合が増えています。

長野県は、人口規模の小さい町村が多く、公立図書館未設置自治体や無書店自治体の割合も高いことから、全ての子どもたちが「読むこと」、「知ること」が楽しいと感じられる読書体験を得ることができるよう、広域レベルで地域資源や人的資源の共有化を図り、家庭、地域、学校等の社会全体で連携・協力して取り組んでいく必要があります。

【推進方策 1-1】 家庭等における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、子どもにとって一番身近な存在である保護者が子どもの読書活動の機会の充実や読書習慣の定着に関心を持ち、積極的な関わりを持つことが大切です。

例えば、保護者による読み聞かせのほか、子どもと一緒に本を読んで感想を話し合ったり、地域の図書館に出かけて好きな本を選んだりするといった、読書に親しみながら家族とのコミュニケーションを図る「家読（うちどく）^(※)」に取り組むことは、家庭における子どもの読書のきっかけを作る一助になると考えられます。

また、身近な大人が本や新聞を読む姿は、子どもの読書習慣の形成に有効であるとも言われるため、子どもがそれぞれの成長段階に応じて読書に対する興味・関心を広げられるよう、保護者は、見守り、応援することが望まれます。

また、家庭における読書活動を推進していく上では、多様な家庭の状況があること、多様な子どもがいることに配慮し、個々の家庭の課題とするのではなく、地域の様々な機関や団体が連携・協力して、社会全体で読書活動を支えていく必要があります。

県内においては、ブックスタート^(※)などの乳幼児期から親子で読書に親しむ取組が多くの自治体で実施されており、引き続き充実を図るとともに、広く地域住民や保護者等に対して、子どもの読書活動の意義や重要性を啓発していくことが求められます。

市町村立図書館や公民館図書室においては、学校図書館や関係機関、地域のボランティア団体等と連携・協力しながら、家庭における読書が充実するよう、読書に親しむ機会の創出や場を整備することが期待されます。

【推進方策 1-2】 地域における読書活動の推進

市町村立図書館は、子どもが家庭や学校以外において気軽に読書や本に親んだり、学びを深めることができる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。これまで取り組んできた図書館サービスの充実を図るとともに、併せて子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの希望を反映できる取組を実施していくことが望まれます。

また、情報と人を結びつけるという図書館の本質的な役割の観点から、デジタル情報資源も活用しながら、子どもたちが多様な「読書」の機会を得られるようサービスの改善を図ることが大切です。

図書館が持つ「居場所」としての機能が見直されていることから、図書館が子どもたちの立ち寄りやすく、心地よい場所となることで、学校に行きづらいなど様々な状況にある子どもたちが様々な本と出会い、安心して居られる場にもなります。また、地域の中にある子どもの居場所として機能する場(放課後児童クラブ等)や、学校以外の多様な学びの場である教育支援センターやフリースクール等とも連携・協力し、子どもたちが様々な場で読書を楽しむことができるよう取組を進めていくことが求められます。

さらには、地域の学校図書館がその機能を十分に発揮し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育の推進に寄与できるよう、学校と学校図書館との連携・支援の体制充実を図る必要があります。

県立長野図書館においては、児童図書室に備えた様々な体験用具を活用した「体験の貸出」等を通じて、子どもたちが「実感ある知」を獲得しながらそれぞれの興味関心を深め、豊かな読書体験が得られるよう取組を進めるとともに、子どもたちの豊かな読書につながるプログラムの実施・普及に努めます。

また、県教育委員会とともに、「市町村と県による協働電子図書館“デジとしよ信州”」及び「視覚障がい者向け電子図書館サービス“アクセシブルライブラリー”」について、引き続き全市町村との協働運営を通じて、県内の子どもたちが、いつでもだれでもどこからでも自由に本にアクセスし、「読むこと」、「知ること」の楽しさに触れられる読書環境の充実を図ります。

県教育委員会においては、「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰」の推薦等を通じて、地域における読書活動の好事例の発掘・周知等を図ります。

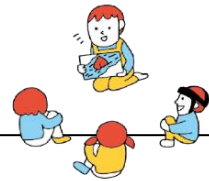
【推進方策 1-3】 学校等における読書活動の推進

生涯にわたり主体的に読書に親しみ、楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書体験を積んでいくことが大切です。また、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえ、多くの子どもが長い時間を過ごす学校等が果たす役割の重要性が増しています。

(1) 発達段階に応じた取組

読書活動を展開する主体においては、国の第五次計画のほか、就学前の子どもに対しては「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」など、就学期の児童生徒に対しては「学習指導要領」や「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に関する

る参考資料」などを基本とした、各発達段階における読書の捉え方を踏まえながら活動を展開することが大切です。また、対象となる子どもの状況や地域の実情に応じて、公共図書館や関係機関等と連携を図りつつ取組を進めていくことが望まれます。



○読書に関する発達段階ごとの特徴例

【就学前(幼稚園、保育所、認定こども園等)の時期:おおむね6歳頃まで】

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

【小学生の時期:おおむね6歳から12歳まで】

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

【中学生の時期:おおむね12歳から15歳まで】

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

【高校生の時期:おおむね15歳から18歳まで】

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(「国の第五次計画」より引用)

(2)学校図書館における取組

学校図書館は、「読書センター(※)」「学習センター(※)」「情報センター(※)」の3つの機能を有する、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備です。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においては、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることによって、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することや、地域の図書館等と連携し多様な資料を基にした情報の収集活用の学習活動を充実させること等が示されています。また、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられている「言語能力」及び「情報活用能力」について、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされています。

学校などにおいて新聞を教材として活用する活動である NIE(※)など、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学校図書館は司書教諭(※)や教員と連携しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育の推進に寄与していくことが求められます。

また、児童生徒が読書を通じて「読むこと」、「知ること」の楽しさを感じられるよう、子どもの希望や意思を取組に反映させるなど、子どもが主体となった読書活動の展開についても考慮していくことが大切です。



●取組の柱 2 子ども読書活動推進のための環境整備

子どもの読書活動推進に関する取組を進めていく上で重要な基盤となる図書資料や人材育成等について、県、市町村、学校、関係機関・団体等が相互に連携・協力を図りながら計画的に整備・充実を進めていくことが大切です。

【推進方策 2-1】 地域における読書環境の整備

(1) 公共図書館等

公共図書館等においては、多様な子どもたちの読書環境充実のため、DAISY 図書や点字図書、専門のネットワークサービスの活用など、デジタル社会に対応したメディアの充実と円滑な利用につながる支援をはじめとした読書バリアフリー化の推進が求められます。

また、学校に行きづらい子どもや、日本語を母語としない子ども、また長期入院等で本に触れる機会が限られる子どもなど、自ら読書の機会を得にくい環境にある子どもたちへの支援体制を充実させていくことが大切です。

子どもたちが地域の中で本に出合う機会の充実を支えていくために、書店や出版社と公共図書館が連携して読書活動推進を図る取組の実施についても検討を進めていくことが求められます。

(2) 県教育委員会及び県立長野図書館

県立長野図書館においては、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」や、国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービスの周知・活用を図るとともに、上田点字図書館をはじめとした関係機関等と連携し、多様な子どもたちの読書機会の整備に努めます。

県教育委員会及び県立長野図書館においては、「市町村と県による協働電子図書館“デジとしよ信州”」及び「県立長野図書館電子書籍サービス」などの電子図書館の活用促進を図るほか、地域情報資源のポータルサイト「信州ナレッジスクエア」の運営や地域資料の電子化等を通じて、デジタル社会に対応した読書環境の整備充実を引き続き図っていきます。

【推進方策 2-2】学校における読書環境の整備

児童生徒が、多様な目的・形の読書活動を展開できるよう、「学校図書館ガイドライン」や「第6次学校図書館計画」等に基づき、教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。

「学校図書館図書標準」の達成のための新たな図書の整備に加え、正しい情報に触れられるよう計画的な更新を行うなど、図書をはじめとしたコレクションの選定・廃棄に係る校内組織の設置及び基準の策定に努めることが大切です。

また、1人1台端末を活用した教育DXへの寄与や読書バリアフリーへの対応等の観点から、「市町村と県による協働電子図書館“デジとしよ信州”」や「県立長野図書館電子書籍サービス」を児童生徒及び教職員が活用できる環境整備を進めていくことが大切です。

県教育委員会においては、長野県第4次教育振興基本計画の政策の柱1「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」、政策の柱2「一人の子どもも取り残されない『多様性を包み込む』学びの環境をつくる」の実現に向けて、学校図書館の整備・活用を通じて子どもたちの「情報活用能力」の育成等を図るため、市町村(学校組合)教育委員会、学校等との連携を進めます。

【推進方策 2-3】子どもの読書活動を支える人的体制の整備

子どもの読書活動の推進や環境整備を図るためには、その主体となる公立図書館や学校が果たす役割が大きいことから、司書や学校司書、司書教諭等の人的体制を充実させる必要があります。

「学校図書館法」(平成27年改正法律第46号)において、学校司書の配置は努力義務とされており、県や市町村(学校組合)教育委員会においては、「第6次学校図書館計画」を踏まえ、学校司書の一層の配置拡充に努めることが重要です。

また司書教諭が学校図書館業務に従事できるよう、教職員の協力体制の確立やその役割等について理解を図っていくことも大切です。

学校図書館が教育課程の展開において有効に機能し、子どもの多様な読書活動が推進されるためには、司書教諭、学校司書が専門的な知識・技能を習得し、その専門性が一層発揮されるよう研修機会を充実させていくことが求められます。

県教育委員会と県立長野図書館は連携し、「図書館法」(昭和25年法律第118号)第7条の規定に基づき、司書がその役割を果たすために必要な資質能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努めるとともに、学校司書に関しても、その資質向上を目指した講座等の開催に取り組みます。

4 推進体制

県教育委員会は、県内の子ども読書活動の推進に向け、社会的気運の醸成や情報発信、横断的で有機的なネットワークの構築・充実について取組を進めます。

(1) 読書活動推進のための普及啓発等

県教育委員会においては、第 5 次長野県子ども読書活動推進計画について県ホームページに掲載し広く周知を図るほか、関係する様々な主体に対して、子どもの読書活動推進に対する理解促進や計画を踏まえた取組が展開されるよう働きかけを行います。

また、市町村(学校組合)教育委員会、市町村立図書館等に向けて、各種会議や研修等の機会を通じて、子どもの読書活動の推進や環境整備に係る取組のほか、図書館運営全般についての助言や情報提供に努めます。

推進法第 9 条により、市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める必要があることから、県においては市町村の子どもの読書活動推進計画の策定・見直しが適切に行われるよう、助言や情報提供等の支援を行います

(2) 横断的で有機的なネットワークの構築に向けた検討

県教育委員会は県立長野図書館と連携し、子ども読書活動を全県で推進していくにあたり主体となる様々な関係者・団体等が連携・協力し取組みを展開していくための枠組みとなる、横断的で有機的なネットワークの構築に向けた検討を進めます。当該ネットワークには、教育委員会をはじめ、小中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・保育園などの教育機関等のほか、公立図書館や博物館、公民館といった社会教育施設や文化施設、また地域の書店や出版社等、読書に関わりのある多様な事業者、長野県図書館協会、読書ボランティア団体等、様々な主体の参画が期待されます。

当該ネットワークにおいては、本計画における取組等の充実を図るため、長野県内の子どもの読書活動の現状に関する基礎情報を得ることを目的とした新たな調査の実施について検討を行うとともに、市町村立図書館や学校・学校図書館などにおける読書活動推進につながる具体的なアクションの提案等を進めます。



5 指標

計画の実効性を高めるため、以下の指標を設定し、基本理念の実現に向けて取り組みます。

(1) 県民一人当たり年間貸出冊数(公立図書館・電子図書館)

R5	R11	指標設定の考え方
5.5冊	6.1冊	県人口を分母とする公立図書館、市町村と県による協働電子図書館における貸出冊数

※出典:「長野県公共図書館概況」県立長野図書館

多様な形の読書活動が展開されるよう、電子書籍も含めた県民一人当たりの貸出冊数を指標の一つとし、その充実を図ります。

なお、この指標は、「しあわせ信州創造プラン 3.0(長野県総合 5 か年計画)」(計画期間:令和5年度から令和9年度)においても達成目標の1つとして設定しているものです。

(2) 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率

	R5	R11	指標設定の考え方
市	84.2%	100%	19市すべてが策定済(更新含む)になることを目指す
町村	36.2%	53.4%	「策定予定無し」31 町村のうち 10 町村が策定(更新)することを目指す

※出典:文部科学省調査(最新調査は R5)

地域における読書活動推進の拠り所となる同計画について、各市町村の策定・更新が適切に行われるよう、気運の醸成・検討の場の設定等の働きかけを行います。その際は、上位計画への包含や広域単位での策定など、策定方法の選択肢を示しつつ、地域の実情に応じた読書活動推進が図られるよう周知を図ります。

(3) 読書活動の現状調査

計画期間内に県内の子どもの読書活動の現状を把握するため、新たな調査を実施することを目指す

本計画における取組の充実を図るため、長野県内の子どもの読書活動の現状を把握し、基礎情報を得ることを目的とした新たな調査について、様々な関係機関・団体等と連携しながら、実施主体、方法、対象、調査項目などを検討のうえ実施します。

【用語解説】

用語	解説
アクセシブルライブラリー	長野県内の市町村と県が協働で運営する、視覚障がい者専用の電子図書館。すべての電子書籍が音声読み上げ対応。県内に居住している身体障害者手帳(視覚障害)を持つ方は誰でも無料で利用できる
ウェルビーイング (Well-being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念
家読(うちどく)	家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。学校における「朝の読書」の家庭版として 2006 年に提唱された活動
NIE	Newspaper in Education(エヌ・アイ・イー)の略。学校などで新聞を教材として活用する取組
学校司書	平成26年の法の一部改正により「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として明記され、学校司書を置くよう努めなければならないと規定された
学校図書館	「学校図書館法」(平成27年改正法律第46号)に定められる学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校教育に必要な情報資源を収集し、整理し、保存し、それを児童生徒・教員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とする施設。以下3つの機能を有する
・読書センター機能	読む力を育成し、人間性を涵養する機能
・学習センター機能	すべての教科で資料活用することにより、主体的・対話的で深い学びを実現し、授業改善につながる機能
・情報センター機能	児童生徒及び教職員の情報ニーズに対応し、情報活用能力を育成する機能
学校図書館支援プログラム	学校図書館などを対象にインターネットからの蔵書検索と簡易的な予約受付の仕組みを無償で提供する取組。図書館システムが未導入の図書館や、蔵書検索システムが未整備の場合でも簡易的なウェブサービスを立ち上げることができる
学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校の学校図書館において整備すべき蔵書冊数の標準として文科省が制定したもの
サピエ	視覚障がい者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対し、様々な情報を点字、音声データなどで提供する全国的なネットワーク
司書	「図書館法」第4条の規定に基づき図書館の専門的業務に従事する職員
司書教諭	「学校図書館法」第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。平成15年の法改正により12学級以上の学校には必置となった
情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

電子書籍	インターネットを通じて電子的に配信される図書等のほか、紙媒体で発行された資料をスキャンして電子化したものも含む
ビブリオバトル	読んで面白いと思った本を持ちよった発表者が 5 分程度で本を紹介し、一番読みたくなった本に参加者が投票し最多得票数を得たチャンプ本を決める、本の紹介コミュニケーションゲーム
ブックスタート	0歳児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントし、赤ちゃんと保護者の本を通じたコミュニケーションを応援する活動
プレクストーク	視覚障がい者における晴眼者と同等な読書環境の実現と録音図書の世界共通財産化を目指して開発された DAISY(デージー)形式の録音図書に対応したデジタル録音図書読書機や DAISY 図書製作用の機器やソフトウェア等
マルチメディアデージー教科書	通常の教科書では読むことが困難な発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童・生徒のための通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ(同期)させて読むことができるもの

○主な参考資料

- ・「第4期教育振興基本計画」文部科学省. 2023
- ・「言語能力及び情報活用能力に関する学習指導要領等での記載について(抜粋)」文部科学省.2020
- ・「1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識」全国学校図書館協議会指導主事研修資料委員会. 2021
- ・『図書館情報学基礎資料 第5版』 樹村房. 2024

【参考資料】

「子どもの読書活動優秀実践学校・図書館・団体（園）文部科学大臣表彰」県内表彰実績

表彰 年度	学 校	図書館	団体・個人
H14	飯田市立追手町小学校	富士見町図書館	読書の森読リーむinちの (茅野市)
	東部町立田中小学校		
H15	波田町立波田小学校	波田町立図書館	子どもの本研究会 (飯田市)
	茅野市立永明中学校		
	長野県中野高等学校		
H16	佐久市立岩村田小学校	茅野市図書館	長野県PTA親子読書推進の会 (長野市)
	千曲市立八幡小学校		
	長野県大町北高等学校		
H17	箕輪町立箕輪南小学校	喬木村立棕鳩十記念図書館	おはなしくれよん (茅野市)
	松川町立松川中央小学校		
	長野県野沢南高等学校		
H18	諏訪市立城南小学校	中川村図書館	おたのしみ子ども会(千曲市)
	麻績村立麻績小学校		
	御代田町立御代田南小学校		
H19	須坂市立井上小学校	(推薦無し)	おはなしざしきわらしの会 (上田市)
	諏訪市立諏訪城南中学校		
	長野県松川高等学校		
H20	青木村立青木小学校	(推薦無し)	中野子どもの本研究会 (中野市)
	青木村立青木中学校		
	長野県白馬高等学校		
H21	富士見町立富士見小学校	(推薦無し)	塩尻市民読書の会 (塩尻市)
	富士見町立富士見高原中学校		
	須坂市立常盤中学校		
H22	松本市立岡田小学校	(推薦無し)	更級かたりべの会 (千曲市)
	松本市立女鳥羽中学校		
	松本市立本郷小学校		
H23	塩尻市立宗賀小学校	(推薦無し)	(推薦無し)
	塩尻市立塩尻西部中学校		
	長野県飯田高等学校		
H24	下諏訪町立下諏訪南小学校	(推薦無し)	くれよんの会 (松本市)
	茅野市立泉野小学校		
	長野県松本養護学校		

H25	茅野市立米沢小学校	山形村図書館	たんぽぽの会 (須坂市)
	松川村立松川中学校	下諏訪町立図書館	
	長野県若槻養護学校		
H26	佐久市立中佐都小学校	(推薦無し)	栗林 聡 (大町市)
	豊丘村立豊丘北小学校		
	長野県松本ろう学校		
H27	花田養護学校	(推薦無し)	須坂市子ども読書活動支援研究会 (須坂市)
	茅野市立宮川小学校		
	松本市立菅野中学校		
H28	茅野市立玉川小学校	(推薦無し)	おはなしポケット (長野市)
	下諏訪町立下諏訪社中学校		
	長野県蓼科高等学校		
H29	茅野市立湖東小学校	(推薦無し)	(推薦無し)
	駒ヶ根市立赤穂小学校		
	東御清翔高等学校		
H30	麻績村立麻績小学校	(推薦無し)	おはなしを読む会「風車」 (大町市)
	茅野市立北部中学校		
	長野県諏訪清陵高等学校		
H31	松本市立菅野小学校	(推薦無し)	かたくりの会 (須坂市)
	茅野市立金沢小学校		
	長野県伊那養護学校		
R2	上田市立塩田西小学校	(推薦無し)	キラキラぱ〜く (須坂市)
	飯田市立緑ヶ丘中学校		
	長野県小諸高等学校		
R3	茅野市立豊平小学校	(推薦無し)	おはなしの森 やまぼうし (大町市)
	岡谷市立長地小学校		
R4	(推薦無し)	(推薦無し)	(推薦無し)
R5	(推薦無し)	(推薦無し)	健診時読み聞かせスタッフミルフィーユ(大町市)
R6	塩尻市立吉田小学校	(推薦無し)	おはなしの会 やしろ (大町市)

※R6から「園」が対象に含まれたが県内からの推薦は無し

長野県子ども読書活動推進会議開催要綱

(趣 旨)

第1 子ども読書活動の総合的な振興に資するとともに、明確かつ客観的な基準の下に透明性の確保を図るため、長野県子ども読書活動推進計画の実行状況の点検・評価等を行う長野県子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

なお、推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 長野県教育委員会は、次の事項について会議において意見を聴く。

- (1)子どもの読書活動の推進の連携・協力方策に関すること
- (2)子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第1項に基づく計画策定への助言に関すること
- (3)その他子どもの読書活動の推進の方策に関すること

(構 成)

第3 推進会議は、委員6名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから県教育委員会が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 図書館関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 読書活動関係者

(座 長)

第4 推進会議に座長を置く。

(任 期)

第5 推進会議は令和7年3月31日までの間、開催するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。

長野県子ども読書活動推進会議

◎委員名簿(6名)

氏 名	役 職 等
八木 雄一郎	学識経験者（信州大学教育学部准教授）
森 いづみ	図書館関係者（県立長野図書館長）
平中 和司	図書館関係者（大桑村図書館長）
佐々木 宏展	学校教育関係者（長野市立更北中学校教諭）
宮澤 優子	読書活動関係者（伊勢市教育委員会事務局社会教育課 子ども読書活性化担当 主幹）
中山 美由紀	読書活動関係者（立教大学学校・社会教育講座司書課程兼任講師）

関 係 法 令 等

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	24
2	図書館法	26
3	学校図書館法	30
4	国 第4期「教育振興基本計画」【概要】	32
5	国 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」【概要】	35
6	国 第6次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」 概要資料	39

子どもの読書活動の推進に関する法律

制定　　：平成13年12月12日号外法律第154号

最終改正：平成13年12月12日号外法律第154号

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館法

制定　：昭和25年4月30日号外法律第118号

最終改正：令和5年12月13日号外法律第86号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条　図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2　司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3　司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一　大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科

学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除〔昭和六〇年七月法律九〇号〕

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除〔平成二〇年六月法律五九号〕

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求め

ることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (略)

学校図書館法

制定：昭和28年8月8日 号外法律第185号

最終改正：平成27年6月24日 号外法律第46号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実に努めることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実に努めるため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実に並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）	
我が国の教育をめぐる現状・課題・展望	教育の普遍的な使命：予測150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のため、社会や時代の変化への対応（流行） ▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み【社会の現状や変化】 ・新コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等
第3期計画期間中の成果	第3期計画期間中の課題 ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等
次期計画のコンセプト	日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上 ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視 ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信 ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
今後の教育政策に関する基本的な方針	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の観点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じて高度人材育成 ②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視 ・地域社会の国際化への対応、多様性・公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセンディティブの向上 人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 ・生涯学習を通じて自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる
DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進	④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進 利活用の推進 デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ
学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保	⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
 - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
 - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を検討し、必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学習者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学習時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分がよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると思う児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーへの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特質な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況 ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	1.1. 教育DXの推進・デジタル人材の育成 ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 1.2. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化 ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・教理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数 ・教師の在職等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数 ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子ども読書活動の推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

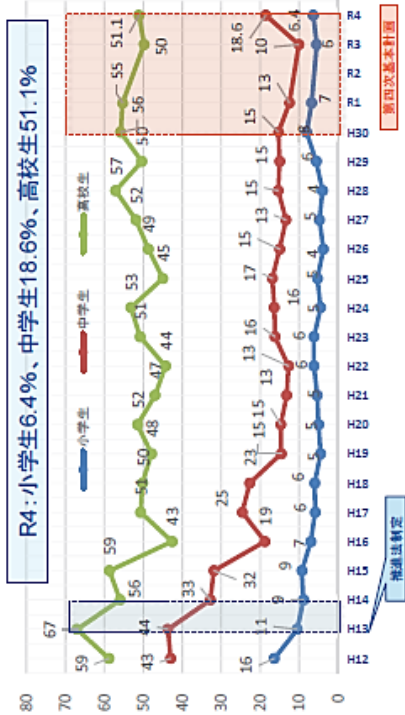
- 増加している点：図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点：図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

新型コロナウイルスの感染拡大

○ 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○ 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇

※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○ 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い

(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○ 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37か国中11位)

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

○ 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める

○ 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）

※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市
町
村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都
道
府
県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言・取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

○教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力

○地域における学習資源・人的資源の共有

・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリー・コンソーシアムの推進等

・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)

・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

○読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、

・司書等の講習・研修等の見直し

・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

○国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)

○文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

○多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)

○不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

○子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)

○ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)

○全ての子どもへの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

○家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進

・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)	Ⅳ 学校等
○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 多様な子どもたちの読書機会の確保 ・アクアジブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供 ・多言語・やさしい日本語による利用案内 ・地域の子どもの親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組 ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会 デジタル社会に対応した読書環境の整備 ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実 ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ) 子どもの視点 ・イベント等への企画段階からの子どもの参画 ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすい心地よい読書環境づくり) ○図書館の設置・運営及び資料の充実 ・図書館資料の計画的整備 ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進 ・「望ましい基準」の見直しの検討 ○司書等の配置の促進	○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 多様な子どもたちの読書機会の確保 ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備 ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供 ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等) デジタル社会に対応した読書環境の整備 ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等) ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携) ・学校図書館図書情報のデータベース化 子どもの視点 ・子どもの意見聴取の機会の確保 ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画 ○学校図書館資料の計画的整備 ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進 ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討 ○司書教諭、学校司書の配置の促進
Ⅴ 民間団体	
○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進 ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催 ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等) ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実) ○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等	

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



—学校図書館の整備充実をお願いします—

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書標準達成率の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成率の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況**です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない要因**となっています。

図書整備



小学校 41.1% → **56.9%**
中学校 37.7% → **56.8%**

※新聞配備率の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

・小学校:平均 1.3 紙→平均 1.6 紙
・中学校:平均 1.7 紙→平均 2.7 紙
・高等学校:平均 2.8 紙→平均 3.5 紙

新聞配備



小学校 58.8% → **69.1%**
中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものとされました**。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。

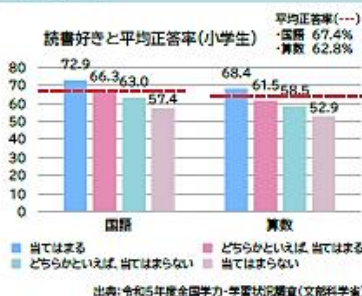
学校司書配置



令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年～高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知能力が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】0.2 < r ≤ 0.7:相関あり、0.7 < r ≤ 1.0:強い相関あり
※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

学校図書館図書整備等 5 か年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 か年総額 **2,400** 億円

各学校における学校図書館図書標準*達成を目指すための新たな図書の整備に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促進します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標 学校図書館図書標準 100% 達成
計画的な図書の更新を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標 小学校等 2 紙、中学校等 3 紙、高等学校等 5 紙

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標 小・中学校等のおおむね 1.3 校に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

学校司書の配置



*学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、近年話題になっているテーマの図書も集め、児童が学習しやすい環境づくりをしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- 図書と端末を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、多様な図書を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が新聞記事を読み比べる取組を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- 教育委員会事務局が各新聞社と直接契約を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった学校の事務負担が解消されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、継続的な読書指導を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- 授業に学校司書も参加し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、積極的に教材研究の支援を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、意識の向上が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜県立西郷小学校)

- 学校図書館の整備状況にあつては、都道府県により格差が見られる状況です。
- 上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。

適切な予算措置のお願い

- 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。
- 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。
- 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	学級数	単価 (千円)	算定額 (千円)
① 図書費	小学校		40.7 ^{※1}	
	中学校		63.1 ^{※2}	
② 新聞費	小学校		3.5 ^{※3}	
	中学校		12.8 ^{※4}	
③ 学校司書費	小学校	校	1,157 ^{※5}	
	中学校	校	1,111 ^{※6}	

【地方交付税の算定に用いる標準額の状況】

- ※1 学校の図書用図書費の標準額(10学級)＝1学級あたりの標準額(40.7千円)
- ※2 中学校の図書用図書費の標準額(10学級)＝1学級あたりの標準額(63.1千円)
- ※3 新聞費の標準額(10学級)＝1学級あたりの標準額(3.5千円)
- ※4 新聞費の標準額(10学級)＝1学級あたりの標準額(12.8千円)
- ※5 学校司書費の標準額(1校)＝1校あたりの標準額(1,157千円)
- ※6 学校司書費の標準額(1校)＝1校あたりの標準額(1,111千円)

【備考】

- ※7 令和5年度ベース
- ※8 地方交付税算定の基礎となる学級数は、義務教育に相当する学級数の標準により算定した学級数です。また、小学校は、学校基本調査開始によって算定した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正算額は、考慮していません。
- ※9 学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の併設、特別支援学校の小中学校に算定しています。
- ※10 新聞費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の併設に算定しています。
- ※11 義務教育学校の併設は、義務教育学校(併設)と中等教育学校(併設)とで算定します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 祐

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。

地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、小学校において複数紙を配備できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、適切な新聞の複数紙配備に努めるようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中学生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、学校図書館担当指導主事の配置や定期的な研修を実施するほか、学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置に努めるようお願いします。



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

【表紙写真協力】あきる野市立西秋留小学校/長岡市立千手小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校



学び応援キャラクター「信州なび助」

©長野県教育委員会

第5次長野県子ども読書活動推進計画

令和7年3月

編集・発行 長野県教育委員会事務局生涯学習課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL:026-235-7439 FAX:026-235-7493
Eメール:shogai@pref.nagano.lg.jp